

児童手当 氏名・住所・年金等変更届

宇部市長 様

提出年月日	※受付年月日
・	・

受給者氏名	生年月日	・
住 所	電話番号	・

□住所変更

変更年月日

・

変更の種類	<input type="checkbox"/> 受給者のみ転居(市内転居) <input type="checkbox"/> 児童のみ転居(市内転居)			
	<input type="checkbox"/> 児童のみ転出 <input type="checkbox"/> 市外にいる児童の住所変更			
住所変更対象者 氏名(続柄)	( )	生年月日 年 月 日	( )	生年月日 年 月 日
	( )	生年月日 年 月 日	( )	生年月日 年 月 日
	( )	生年月日 年 月 日	( )	生年月日 年 月 日
住 所	変更前	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ		
	変更後	<input type="checkbox"/> 受給者と同じ		
受給者と児童等の 同居別居の状態	<input type="checkbox"/> 別居のまま(※) <input type="checkbox"/> 同居から別居(※) <input type="checkbox"/> 別居から同居 ※受給者と児童が別居となる場合は、別居監護申立書を添付してください。 ※受給者と児童の兄弟等が別居となる場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書を添付してください。			

□氏名変更

変更年月日

・

変更の理由	<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> その他( )		
対象者	<input type="checkbox"/> 児童の父 <input type="checkbox"/> 児童の母 <input type="checkbox"/> 児童 <input type="checkbox"/> その他( )		
氏 名	変更前		変更後
氏名変更に伴う支払金融機関の口座名義人の変更		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ※金融機関変更依頼書の提出が必要です。	

□公的年金制度の種別、職業変更

変更年月日

・

変更前	公的年金 制度の種別	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他( )	職業	<input type="checkbox"/> 被用者 <input type="checkbox"/> 被用者等でない者
変更後	公的年金 制度の種別	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険(※) <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 郵政共済 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他( )	職業	<input type="checkbox"/> 被用者 <input type="checkbox"/> 被用者等でない者

※厚生年金保険であり、**3歳未満の対象児童**がいる場合、受給者の健康保険証の写しを添付してください。

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

※認定番号	
-------	--

※入力年月日	
--------	--

## 注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
  - ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
  - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。）が氏名又は住所を変更した場合
  - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
  - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
  - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童等の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
  - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
  - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。